

- 災害発生から復旧まで（兵庫県洲本土木事務所の対応）
  - パトロール
  - 緊急救援物資運搬船の受け入れ
  - 査定について
  - 兵庫県南部地震 建設省所管緊急査定質問集
- 兵庫県南部地震による被災建築物のパトロール  
および応急危険度判定について
- 兵庫県南部地震による被害状況
- 応急仮設住宅の建設戸数
- 兵庫県洲本土木事務所管内の被害状況

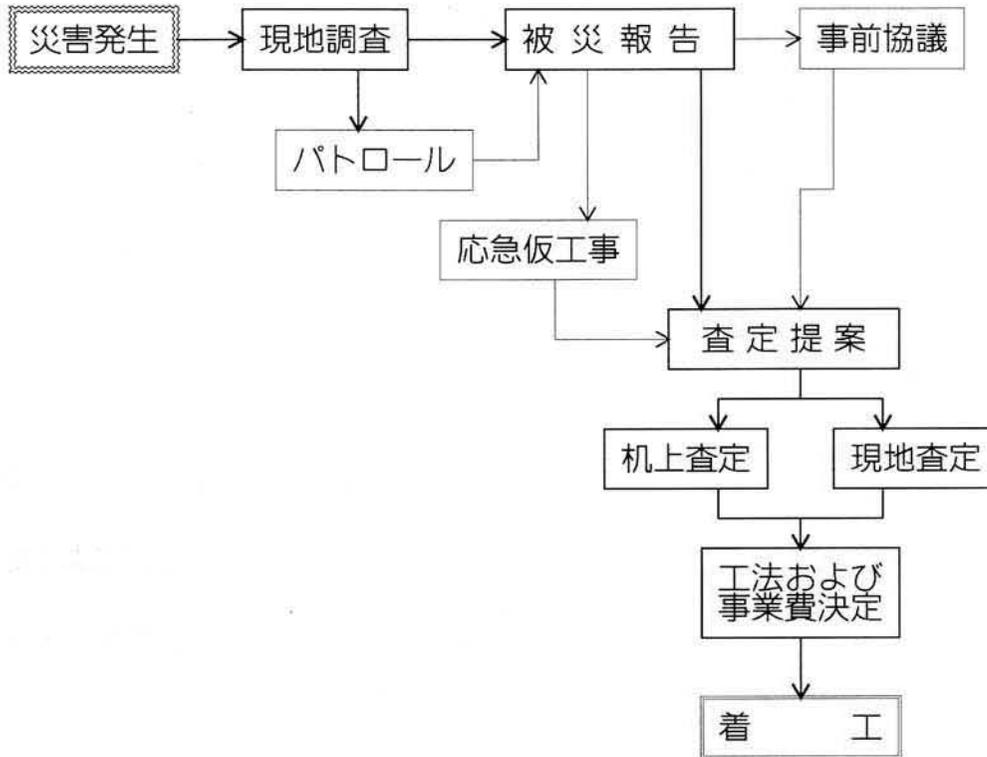
## ● 災害発生から復旧までの工程（兵庫県洲本土木事務所の対応）

洲本土木事務所は災害発生直後から、管内の被災箇所の現況を把握するため現地調査を実施した。また、余震による被害の拡大などに対応するため、パトロールを実施した。

パトロール実施箇所は、建設省所管の公共施設（道路、橋梁、河川、砂防施設、海岸）ならびに運輸省所管の港湾施設である。

現地調査やパトロール、査定などの工程を経て、復旧工法を決定し、工事着工となる。

### 洲本土木事務所管内 建設省所管公共土木施設 復旧フロー



## ● パトロール

道路、橋梁、河川、港湾・海岸等、公共土木施設について、余震による更なる被災や大型車輛の通行による損傷を点検するため、パトロールを連日実施した。

### 《道路・橋梁パトロール》

震災後、直ちに被災箇所の道路パトロールをおこなった。

特に、地震災害であるため橋梁の点検に重点を置き、橋長15m以上の橋梁についてはすべて調査すると共に橋長が15m未満であっても、特に危険と思われる橋梁については、調査の対象とした。

相次ぐ余震や、救援物資の輸送、救援活動のための大型車輛の通行により、更に被災損傷箇所が拡大する恐れがあるため、連日道路パトロールをおこなった。

	橋長15m以上	橋長15m未満	合計
管内全橋梁数	72 橋	270 橋	342 橋
点検実施数	72	42	114
被災数	4	1	5

震災直後は、道路管理パトロール隊からの無線による被災報告が途絶えることなく入り、対応しきれない状態であった。したがって、翌日からは、路面のクラックの応急処置や、崩土、倒壊家屋、ブロック塀倒壊等の処置等については、路線・区間を定めて、建設業者に道路パトロールを委託し、交通の安全確保に努めた。

さらに、家屋等の取り壊しが開始されると、廃材が運搬途中で路面に落下し散乱したため、道路管理パトロール隊によるトラック班を編成して除去にあたり、道路パトロールの強化を図った。

#### 《急傾斜地防災パトロール》

北淡路を中心とした急傾斜地の土砂くずれ等による二次災害の発生予防に努める急傾斜地防災パトロールを実施した。事務系（総務・管理・用地）の職員と、技術系（本所を除く 推進室・ダム室）の職員で構成し、地盤が緩み危険のある箇所をパトロールすることにより災害の防止に努め、地元住民の不安が少しでも和らぐよう会話にも気配りし、現状把握に努めた。

#### 《道路上に倒壊するおそれのある建築物等の処理》

震災により倒壊の危険があり、緊急に除去すべき建物等を調査。建物撤去が公費負担となったことから、地元市町に対し、通行に支障を来すと思われる物件の優先撤去を要請した。特に危険度判定でAとなったものについては、最優先でお願いしたが、道路上に倒壊してしまったものは当所にて除去した。

#### 《河川・砂防パトロール》

震災後直ちに河川・砂防の被災箇所調査を実施した。特に砂防施設については、津名郡6町（津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町）の110箇所余を点検した。

その結果、河川災害15箇所、砂防施設災害3箇所、急傾斜地崩壊対策施設災害2箇所を査定提案することとした。

これと並行して、北淡路を中心に野島断層沿いの地域で危険箇所調査を行い、緊急砂防事業2箇所（北淡町）緊急地すべり事業4箇所（津名町、北淡町）を提案することとした。

#### 《港湾・海岸パトロール》

地震後、直ちに港湾・海岸施設の被害状況の調査を行うと共に、重要施設の応急工事を実施した。

特に、緊急救援物資輸送船が着岸できる岸壁の確保および輸送路の整備、公共ターミナルの利用者通路の整備、漁船水揚げ施設の整備を緊急に実施した。

また、被災家屋の廃材処理場として、緊急的に埋め立て地の利用をおこなった。

管内港湾数	内 応急工事実施港湾	内 廃材処理港湾
15	12	3

### ●緊急救援物資運搬船の受け入れ

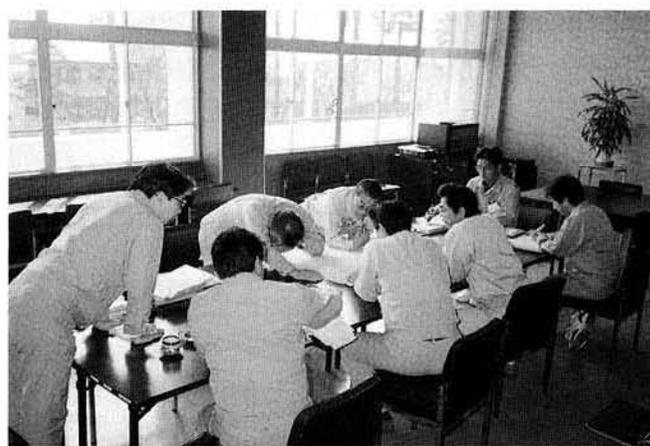
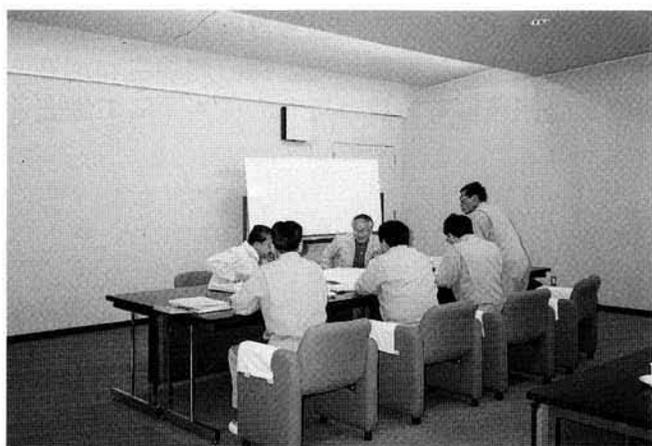
陸送が不可という情勢で、海路の運搬が検討されたが、当土木事務所管内の北淡路の港湾はいずれも大きく被災していたため、津名港の一部岸壁と都志港を緊急救援物資運搬船の受け入れ港として体制を整えた。震災直後、淡路島は本土との運送手段が断たれてしまったが、結果的には、四国からの陸路が正常に機能していたため、緊急救援物資の受け入れは比較的スムーズに行われ、係船実績はわずかであった。

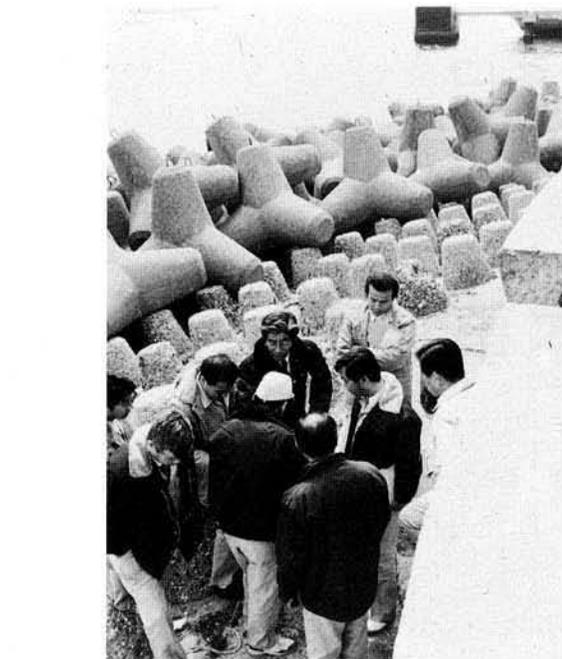
# 査定について

現地調査ならびにパトロールの結果をとりまとめ、被災箇所の復旧に、技術・工費等さまざまな面から検討し、最も適している工法を選定するための査定を実施した。

阪神・淡路大震災 兵庫県洲本土木事務所管内査定実施工程表

建設省所管分 (件)				運輸省所管分 (件)			
日程	甲災	乙災	計	日程	甲災	乙災	計
第2次査定：H7.3.6～3.10 (2班)	51	199	250	第1次査定：H7.3.13～3.17	39	-	39
第3次査定：H7.3.27～3.31	11	99	110	第2次査定：H7.4.25～4.28	38	2	40
第3次査定：H7.3.28～3.31	18	26	44				
第4次査定：H7.4.17～4.21	4	80	84				
第6次査定：H7.5.29	-	6	6				
第8次査定：H7.5.29～5.30	-	8	8				
第11次査定：H7.7.5～7.6	-	4	4				
合計	84	422	506	合計	77	2	79

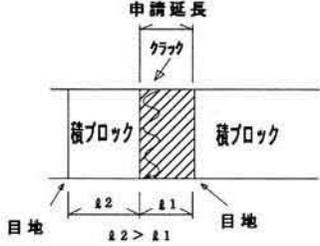
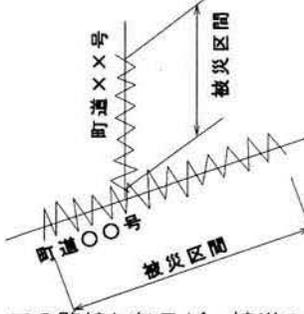
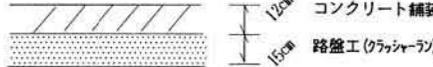
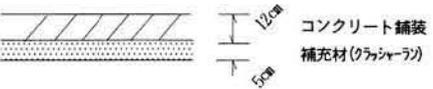


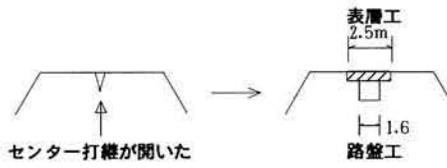
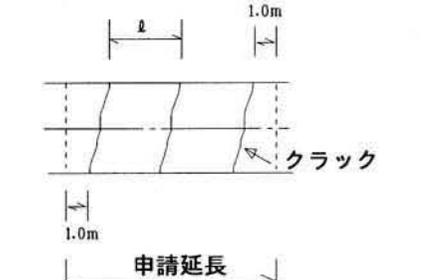
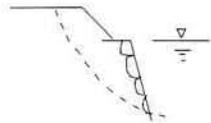


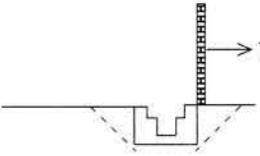
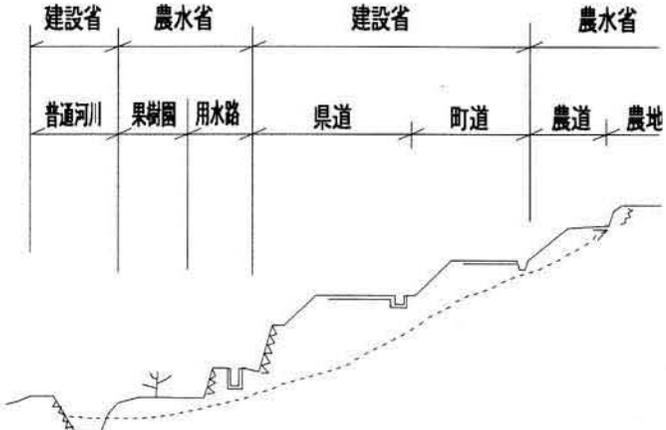
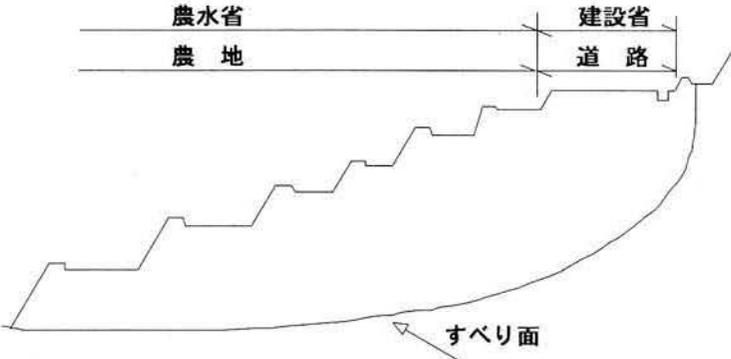
兵庫縣南部地震  
建設省所管緊急査定質問集

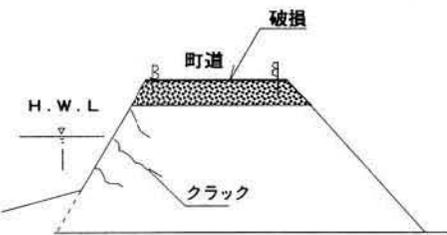
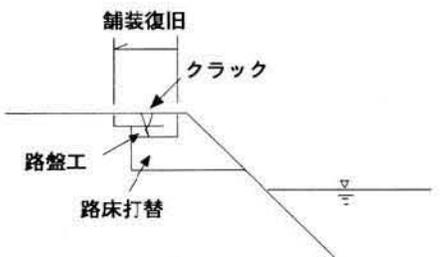
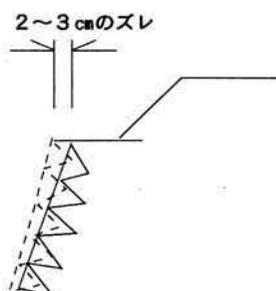
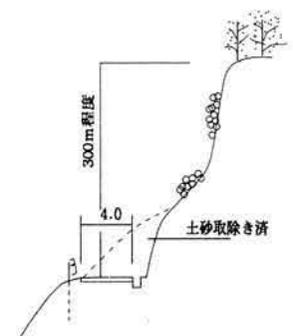
平成7年2月6日

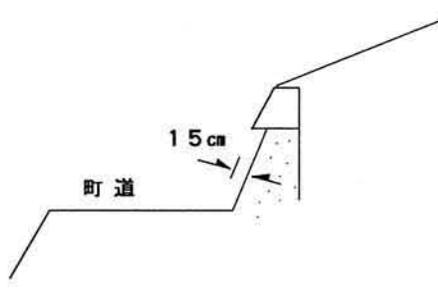
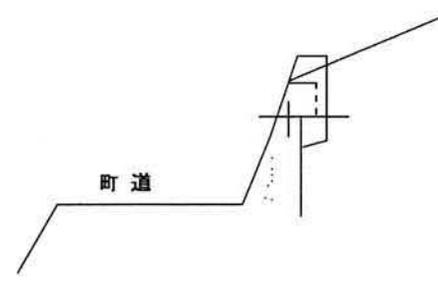
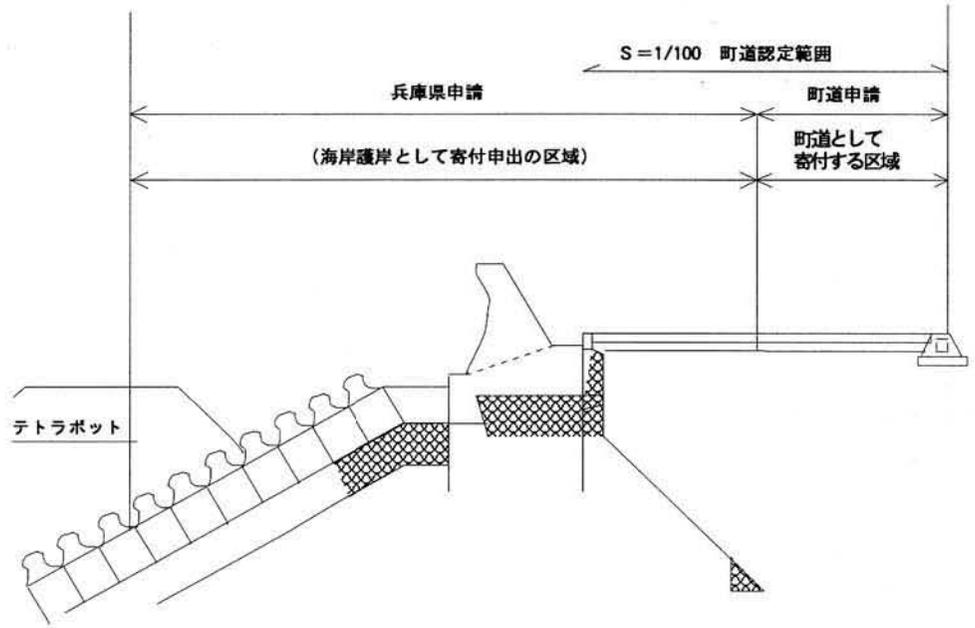
兵庫縣洲本土木事務所

番号	質問事項	回答	備考
1	<p>積ブロック工全体に亀裂が入っている場合の復旧方法として、従来のブロック積で良いか</p>	<p>従来通りブロック積工で良い 但し、<math>H \leq 5.0m</math>であるので、<math>H &gt; 5.0m</math>の場合は、他の工法で提案の事。 ※参考 大型ブロックは<math>H \leq 7.0m</math></p> <p>また、積ブロック全体でなく部分的にクラックの入っている場合は、次のとおりとする。</p> 	
2	<p>アスファルト舗装の亀裂が町管内の路線全体に入っている場合、1設計書として申請できないか。</p> <p>被災箇所が2路線にまたがっているような箇所について、1件として申請できないか。</p> <p>2路線に50m未満で被災している場合は、1件か、2件か。</p>	<p>あくまでも路線単位である。 更に、1件の取り扱いは、50m未満である。</p>  <p>原則として2路線となるが、被災の大きい路線にまとめて申請しても良い。 ただし、被災の少ない路線の被災区間は500m未満とすること。</p> <p>あくまでも路線単位であるので、2路線で申請。</p>	
3	<p>コンクリート舗装で路盤工なしでしている場合の申請方法</p>	<p>路盤なしでも申請は可能であるが、復旧方法は次のとおりとする。</p> <p><b>ケース1</b> コンクリート舗装版が破壊した場合</p>  <p><b>ケース2</b> コンクリート舗装版にクラックが入り打ち替える場合</p> 	
4	<p>舗装復旧に際し、土質調査を計上できるか。</p>	<p>できない。</p>	

番号	質問事項	回答	備考
5	舗装の亀裂等の採択基準は、どの程度からなのか。	<p>原則として、路盤まで破損している場合である。</p> <p>ケース1</p>  <p>センター打継が開いた</p> <p>表層工 2.5m</p> <p>路盤工 1.6</p> <p>ケース2</p>  <p>クラック</p> <p>申請延長</p> <p>※Lが長い場合は現況のまま残すこと クラックの深さの判明できる写真を添付のこと</p>	<p>※住民感情もふまえて基本的にはシーラコートで補修するよう努めること。</p> <p>※センター打継で段差が生じている場合は、半幅の打替とする。</p>
6	町道敷内に布設している下水溝及び下水蓋の復旧は、道路災害として申請してよいか。	採択できない。	
7	民家の塀及び擁壁が道路にもたれ掛っている場合、個人で復旧能力のない場合、道路災害として撤去できないか。	道路区域外はだめ。	
8	民家が町道へ倒壊したが、その撤去費が災害の対象にならないか。	<p>応急本工事として取り扱い、兵庫県と神戸市は土木事務所管内を1件工事とし、他市町は各市町毎に1件工事として取り扱う事ができる。</p> <p>ガレキ処分で仮置きが必要な場合は、仮置場までの運搬費等を含めて査定設計書に計上する。</p> <p>投棄料は査定設計書に計上しない。但し実施設計では計上する。</p>	
9	河川復旧の基準及びブロック積高さは。	<p>河川計画が策定されているところについては、原形復旧ではなく、計画案で申請のこと。</p> <p>但し、必要に応じて落差工、帯工及び根固め工等を、申請のこと。</p> <p>ブロック積高は、前項のとおり。</p>	
10	道路と河川の兼用工作物の提案方法は、どちらがすべきか。	道路災害、河川災害で分けても良いが、効果大の方で、1件とし申請したらどうか。	<p>ケース</p> 
11	護岸から上に宅造でブロックを積んでいたが、護岸欠壊と共に宅地のブロックが落ちた。この場合背後のブロックも提案できるか。	できない。 河川護岸までの復旧とする。	

番号	質問事項	回答	備考
12	<p>側溝の復旧にあたって床掘で支障となる物件の取壊し及び機能回復を計上できるか。</p> 	<p>補償工事費で計上のこと。</p>	
13	<p>路床までクラックが入っている場合に路床1.0mの地盤改良が提案できるか。</p> <p>液状化現象により路面が陥没しており深さ0.7mぐらい亀裂が入っているが、設計に当たって1.0mの路床の地盤改良が提案できるか。</p>	<p>提案可能。</p>	
14	<p>農地、町道、県道及び河川等被災した場合の申請方法及び工法について。</p>	 <p>上記の様に各管理者毎に申請すること。県道より上の土塊は県道で抑止できる工法で申請。</p>	
15	<p>地すべり状態で道路及び農地がすべっている。設計にあたって、すべり面から復旧する設計でよいか。又、実施に当たっての調査費の計上ができるか。他省との合併施工となるか。</p>	 <p>地すべりを考慮した申請とする。</p> <p>この場合の抑止杭等は道路のみを対象とする。</p> <p>地すべりを考慮した調査費として、ボーリングを2本行う。内1本は単費でまかなう。事前協議の結果、査定官に追加を認めていただく場合があり、この時は災害費で計上できる。他省の合併は特に考えてなくても良い。</p>	

番号	質問事項	回答	備考
16	<p>溜池との兼用工作物の舗装復旧について</p> <p>溜池本体も被災しているため農林の災害も申請するが、舗装復旧も申請したい。申請区分について検討いただきたい。</p> <p>溜池の護岸部と併用しているアスファルト道路であるが、溜池の路肩部で一線上に亀裂段差が生じている。</p>	 <p>路盤工より上は道路災害で提案可能</p> <p>路床も被災している場合は、道路災害で提案しても良い。</p> <p>上記いずれにしても農災との二重採択防止の手続きは行っておくこと。</p> 	
17	<p>活断層滑りの真上の道路であり、従来の復旧方法では、亀裂等の不安が残る。</p>	<p>活断層に対応できる工法はない。したがって従来どおり考えられる工法で提案のこと。</p>	
18	<p>積ブロック目地箇所の天端のくい違いは積ブロックのやり替えで申請して良いか</p> 	<p>安定勾配より不安定になっているわけで申請すれば採択になるでしょう。</p> <p>但し2~3cm程度のズレでやり替えをしなくてはならないことが、対住民感情としてどうだろうか。</p> <p>構造物より上に、あるいは下に人家等があり崩壊することにより、大きな被害の恐れのある場合は、申請して下さい。</p> <p>又、観光地等で美観をそこなうと判断される場合は可能です。</p> <p>いずれも道路管理者あるいは、河川管理者で十分判断して提案のこと。</p>	
19	<p>法面崩壊し浮石がある。浮石の取除きは災害で提案しても良いか。</p> 	<p>浮石の取除きの提案は可能である。</p> <p>又、取除き後、法面防護工を計上したらどうか。但し、施設を含めて道路敷とすること。</p> <p>擁壁工+ストーンガード工法でも良い。</p>	

番号	質問事項	回答	備考
20	<p>法面が滑動し、既設高上擁壁工がズれている。</p> 	<p>提案可能。</p> 	
21	<p>海岸護岸は兵庫県管理となっているが、背後の町道は幅員6.0mあり管理範囲が横断の途中でわかれます。申請はどの範囲で、すればよいか。</p>		

# ●兵庫県南部地震による被災建築物のパトロール および応急危険度判定について

## ●兵庫県洲本土木事務所建築課によるパトロールを実施

洲本市、津名郡各町の該当建築物45件について、建築物の所有者、占有者に危険である旨を伝えると共に、通行人に注意を促すために右のような貼り紙をした。

(1月18日～1月23日)

## ●兵庫県危険度判定本部(43名)を設置

団 長：建設省、リーダー：静岡県 5名、  
判定士：東京都、神奈川県、鹿児島県、香川県、  
愛媛県、高知県、徳島県 等 32名  
兵庫県 5名

(1月24日)

この建物は危険ですので、  
立ち入ったり近寄らないでください。

連絡先  
TEL 洲本土木事務所建築課  
2213541

## ◆兵庫県危険度判定本部によるパトロールを17班編成で実施

建築物の構造別危険度判定シート(木造用、鉄筋コンクリート用、鉄骨用)を用い、島内のアパート、共同住宅等について、外観目視による応急危険度判定を構造別に行い、調査済みの建築物に、危険度により、

- ・危険—使用不可(赤シール)
- ・要注意—一時立ち入り可(黄シール)
- ・調査済—使用可(緑シール)

のシールを貼った。

(1月25日～1月27日)

## ◆兵庫県危険度判定本部を兵庫県洲本土木事務所建築課内に移設

引き続き応急危険度判定を実施した。  
判定総件数は834件。結果は、下記の表のとおり。

(1月28日～2月3日)

## ●(社)兵庫県建築士事務所協会淡路支部、(社)兵庫県建築士会淡路支部によるボランティア

毎日15名の会員が、現地調査および一宮町商工会館2階会議室内において、被害住宅、被害店舗住宅の相談にあたった。総件数は、669件。

(1月26日～2月6日)

洲本土木事務所管内1市10町 建物危険度判定結果

		洲本市	津名町	淡路町	北淡町	一宮町	五色町	東浦町	緑 町	西淡町	三原町	南淡町	計
木 造	赤	2	29	3	12	12	1	1	1	4	2	0	67
	黄	45	33	3	4	2	0	6	0	1	0	0	94
	青	144	53	3	0	1	2	2	0	2	0	0	207
	計	191	115	9	16	15	3	9	1	7	2	0	368
鉄 筋	赤	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6
	黄	2	3	4	5	0	0	3	0	0	0	0	17
	青	103	34	18	26	11	14	23	0	33	0	0	262
	計	105	38	22	36	11	14	26	0	33	0	0	285
鉄 骨	赤	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	黄	2	10	1	1	1	0	1	0	0	0	0	16
	青	118	18	4	10	0	0	4	0	9	0	0	163
	計	120	28	5	11	2	0	6	0	9	0	0	181
シ ル 別	赤	2	30	3	17	13	1	2	1	4	2	0	75
	黄	49	46	8	10	3	0	10	0	1	0	0	127
	青	365	105	25	36	12	16	29	0	44	0	0	632
	計	416	181	36	63	28	17	41	1	49	2	0	834

# 木造建築物用調査シート

## 木造建築物の応急危険度判定調査シート

整理番号： \_\_\_\_\_ 番 調査日時： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 午前/午後 \_\_\_\_\_ 時  
 調査回数： \_\_\_\_\_ 回目 調査者： \_\_\_\_\_  
 所 属： \_\_\_\_\_

### 1. 建物概要

- 1.1 建物名称 \_\_\_\_\_
- 1.2 所在地 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 丁目  
 \_\_\_\_\_ 郡 \_\_\_\_\_ 村 \_\_\_\_\_ 大字 \_\_\_\_\_ 番地
- 1.3 連絡先 氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_
- 1.4 建物種別  
住宅 アパート 商店 店舗併用住宅  
事務所 学校 工場 倉庫  
旅館 病院 畜舎 その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 1.5 建築年度 (新築年度 \_\_\_\_\_ ; 増改築年度 \_\_\_\_\_)
- 1.6 階 数  
平屋 2階建 その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 1.7 1階床面積 ( \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> ( \_\_\_\_\_ 坪))
- 1.8 外装仕上げ  
ラスモルタル 金属板 ボード類 その他 ( \_\_\_\_\_ )

### 2. 建物調査

- 2.1 建物の不同沈下  
 Aランク 不同沈下がないか  
 あっても軽微  
 Bランク 床、屋根の落込み  
 浮き上がりが著し  
 い  
 Cランク 小屋組みの破壊、  
 床全体の沈みこみ
- 2.2 建物1階の傾斜 1/60以下 1/60を越え1/20以  
 下 1/20を越える
- 2.3 内外装仕上 わずかなひび割れ 大きな亀裂、剥離 亀裂、剥落により  
 落下の恐れ
- 2.4 落下物の危険性  
 瓦 危険性なし 除去により危険回  
 避可能 危険性あり
- 外装材     
 ガラス     
 その他 ( \_\_\_\_\_ )

### 3. 調査結果

- 3.1 調査結果のまとめ  
 Aランクの数 ( \_\_\_\_\_ ) Bランクの数 ( \_\_\_\_\_ ) Cランクの数 ( \_\_\_\_\_ )
- 3.2 危険度ランク  
危 険：Cランクが1つでもある  
要注意：Cランクがなく、A及びBランクのみの場合  
安 全：全てがAランク
- 3.3 コメント  
 建 物 ( \_\_\_\_\_ )  
 落 下 物 ( \_\_\_\_\_ )

危険—使用不可 (赤シール)

# 危険

(応急危険度判定結果)

この建物に立ち入らないでください。

なお、この建物に立ち入る場合には、建築士に相談し、  
応急補強措置等を行った後にしてください。

注 記	判定日時 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 調査対象本部 _____ 問い合わせ先電話 _____ または、支隊本部 _____
-----	---

要注意—一時立ち入り可 (黄シール)

# 要注意

(応急危険度判定結果)

この建物は、使用しないでください。  
この建物に立ち入る場合にも、十分  
注意してください。

なお、応急的に補強する場合には、建築士に相談してください。

注 記	判定日時 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 調査対象本部 _____ 問い合わせ先電話 _____ または、支隊本部 _____
-----	---

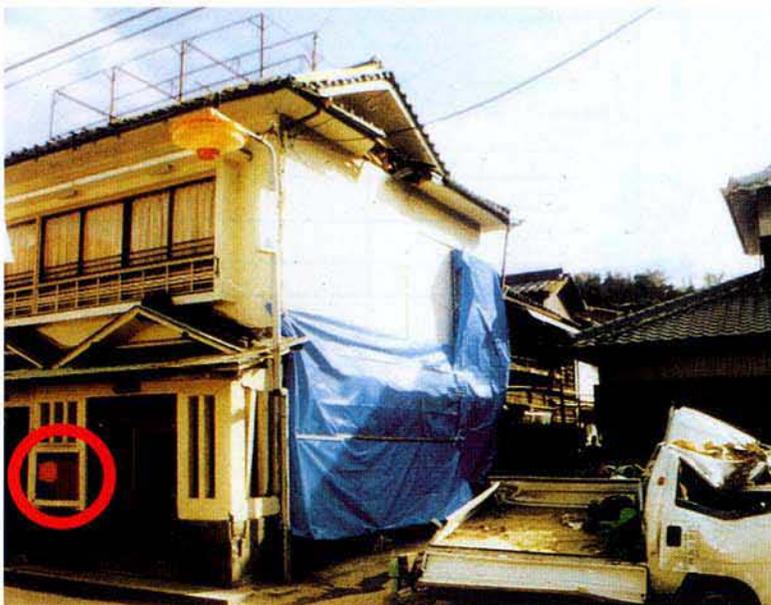
調査済—使用可 (緑シール)

# 調査済

(応急危険度判定結果)

この建物を応急に調査した結果、  
大きな被災は見当たりません。

注 記	判定日時 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 調査対象本部 _____ 問い合わせ先電話 _____ または、支隊本部 _____
-----	---



危険—使用不可 (赤シール) を貼った家屋  
北淡町富島地区

# 鉄筋コンクリート用調査シート

## 鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度判定調査表

整理番号: \_\_\_\_\_番 調査日時: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 午前/午後 \_\_\_\_\_時  
 調査回数: \_\_\_\_\_回目 調査者: \_\_\_\_\_  
 所 属: \_\_\_\_\_

**1. 建築物概要**

1.1 建築物名称 \_\_\_\_\_

1.2 建築物所在地 \_\_\_\_\_

1.3 所有者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

1.4 連絡者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

1.5 建築物用途 事務所 住宅 共同住宅 店舗 工場 倉庫 学校  
 (複数選択可) 保育所 庁舎 公民館 体育館 病院 その他( \_\_\_\_\_ )

1.6 構造種別 鉄筋コンクリート造 プレキャストコンクリート造 ブロック造  
RC造 RC造 RC造 RC造 RC造 RC造

1.7 構造形式 ラーメン構造 壁式構造 その他( \_\_\_\_\_ )造

1.8 建築物規模 地上 \_\_\_\_\_階 地下 \_\_\_\_\_階 階層 \_\_\_\_\_階 1階寸法: 約 \_\_\_\_\_m × \_\_\_\_\_m

1.9 外装仕上げ 打放し モルタル 石貼り カーテンウォール  
 (複数選択可) P.C板 A.L.C板 ブロック その他( \_\_\_\_\_ )

**2. 外観調査**

2.1 構造躯体

2.1.1 地震破壊による建築物全体の沈下 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
0.2m未満 0.2~1.0m 1.0mを超える

2.1.2 不同沈下による建築物全体の傾斜 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
1度 (1/60)未満 1度~2度 2度 (1/30)を超える

2.1.3 ラーメン構造の外壁柱の被害 (調査階 \_\_\_\_\_階 外柱総数 \_\_\_\_\_本 調査柱 \_\_\_\_\_本 調査柱率= \_\_\_\_\_%)  
 1) 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 10%未満 10~20% 20%を超える  
 2) 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 1%未満 1~10% 10%を超える  
 3) 一見してCランクと分かる場合 \_\_\_\_\_

2.1.4 壁式構造の外壁の被害 (調査階 \_\_\_\_\_階 外壁総長さ \_\_\_\_\_m 調査壁長さ \_\_\_\_\_m 調査壁率= \_\_\_\_\_%)  
 1) 損傷度Ⅳの壁長さ/調査壁長さ 10%未満 10~20% 20%を超える  
 2) 損傷度Ⅴの壁長さ/調査壁長さ 1%未満 1~10% 10%を超える  
 3) 一見してCランクと分かる場合 \_\_\_\_\_

2.1 構造躯体の外観調査 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
 1) 被災度ランクの数 \_\_\_\_\_  
 2) 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無 無 有

2.2 落下物・転倒物

1) 窓ガラスの破損 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
1%未満 1~10% 10%を超える

2) 外装材 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
ほとんど無被害 部分的ひび割れ 顕著なひび割れ  
モルタル タイル 石貼り 部分剥離 顕著な剥離

3) 外装材 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
立て目地のきれつ程度 板に隙間が見られる 目地ずれ顕著、破綻

4) 庇、バルコニー 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

5) パラペット 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

6) 屋上広告塔 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

7) キュウヒシラス 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

8) ケーシングタワー 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

9) ウィンドタワー 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

10) ペントハウス 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

11) 屋上煙突 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

12) その他( \_\_\_\_\_ ) 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個

2.3 転倒物

1) 壁外階段 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

2) ブロック塀 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

3) 軽油タンク 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

4) 自動販売機 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
傾斜なし 僅かな傾斜 傾斜が顕著

5) その他( \_\_\_\_\_ ) 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個

2.2および2.3落下物・転倒物の外観調査  
 1) 落下物・転倒物被災度ランクの数 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個

**3. 内部調査**

3.1 構造躯体

3.1.1 ラーメン構造の内柱の被害 (調査階 \_\_\_\_\_階 内柱総数 \_\_\_\_\_本 調査柱 \_\_\_\_\_本 調査柱率= \_\_\_\_\_%)  
 1) 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 10%未満 10~20% 20%を超える  
 2) 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 1%未満 1~10% 10%を超える  
 3) 一見してCランクと分かる場合 \_\_\_\_\_

3.1.2 壁式構造の内壁の被害 (調査階 \_\_\_\_\_階 内壁総長さ \_\_\_\_\_m 調査壁長さ \_\_\_\_\_m 調査壁率= \_\_\_\_\_%)  
 1) 損傷度Ⅳの壁長さ/調査壁長さ 10%未満 10~20% 20%を超える  
 2) 損傷度Ⅴの壁長さ/調査壁長さ 1%未満 1~10% 10%を超える  
 3) 一見してCランクと分かる場合 \_\_\_\_\_

3.1 構造躯体の内部調査 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
 1) 被災度ランクの数 \_\_\_\_\_  
 2) 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無 無 有

3.2 落下物・転倒物

1) 天井仕上げ 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
健全 不明確 落下危険有

2) 天井の照明器具 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
健全 不明確 落下危険有

3) 天井の空調器具 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
健全 不明確 落下危険有

4) 天井・壁の吊り下り器具 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
健全 不明確 落下危険有

5) 間仕切り壁 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
健全 不明確 落下危険有

6) 内部階段 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
健全 不明確 落下危険有

7) その他( \_\_\_\_\_ ) 有 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個

3.2 落下物・転倒物の内部調査  
 1) 落下物・転倒物の被災度ランクの数 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個

4. その他

4.1 隣接建築物等の破壊等による危険 危険なし 不明確 危険あり

4.2 設備 電気 OK NO ガス OK NO 水道 OK NO 便所 OK NO

5. まとめ

5.1 構造躯体に関する判定 (【2.1外観調査】と【3.1内部調査】の和)  
 1) 被災度ランクの数 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
 2) 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無 無 有  
 構造躯体に関する判定結果 安全 要注意 危険 (Bランクが2個以上を含む)

5.2 落下物・転倒物に関する判定 (【2.2~2.3外観調査】と【3.2内部調査】の和)  
 1) 落下物・転倒物被災度ランクの数 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
 落下物・転倒物に関する判定結果 安全 要注意 危険 (Bランクが2個以上を含む)

5.3 総合判定

5.3.1 構造躯体に関する判定結果 安全 要注意 危険  
安全 立入り可能 部分立入り注意 立入り禁止

5.3.2 落下物・転倒物に関する判定結果 安全 要注意 危険  
安全 立入り可能 部分立入り注意 立入り禁止

5.4 遊戯所としての使用 使用可能 使用不可

# 鉄骨建物用調査シート

## 鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

整理番号: \_\_\_\_\_番 調査日時: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 午前/午後 \_\_\_\_\_時  
 調査回数: \_\_\_\_\_回目 調査者: \_\_\_\_\_  
 所 属: \_\_\_\_\_

**1. 建築物概要**

1.1 建築物名称 \_\_\_\_\_

1.2 建築物所在地 \_\_\_\_\_

1.3 所有者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

1.4 連絡者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

1.5 建築物用途 事務所 住宅 店舗 校舎 体育館 工場 倉庫  
その他( \_\_\_\_\_ )

1.6 階数および基準階平面 地上 \_\_\_\_\_階 階層 \_\_\_\_\_階 地下 \_\_\_\_\_階 基準階平面 \_\_\_\_\_m × \_\_\_\_\_m

1.7 構造種別 ラーメン構造 彫り構造 混合構造 その他( \_\_\_\_\_ )

1.8 外装材 ラスモルタル A.L.C板 カーテンウォール その他( \_\_\_\_\_ )

**2. 調査**

2.1 構造部分に関する調査

1) 地盤

①建築物周囲地盤の沈下 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
10cm以下 10cm超30cm以下 30cm超あるいはは割れ

②建築物の不同沈下勾配 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
1/300以下 1/300超, 1/100以下 1/100超

2) 建築物全体 (建築物の傾斜)

①傾斜を生じた階の上の階数が1階以下 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
1/100以下 1/100超, 1/30以下 1/30超

②傾斜を生じた階の上の階数が2以上 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
1/200以下 1/200超, 1/50以下 1/50超

3) 構造骨組

①部材の座屈の有無 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
なし 局部座屈あり 全体座屈あるいは著しい局部座屈

②筋かいの破断率 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
20%未満 20%以上50%未満 50%以上

③柱はりの接合部および継手の破損 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
接合部の変形 ボルトの一部破断あるいは接合部の破断 ボルトの破断・引抜け

④柱脚の破損 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
基礎コンクリートのひび割れ 基礎コンクリートの部分的破損 基礎コンクリートの圧壊あるいはアンカーボルトの破断・引抜け

⑤腐食の有無 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
ほとんどなし 著しい錆が各所に見られる 錆が各所に見られる

2.2 非構造部分に関する調査 (内外装材の破損)

①内外壁などの仕上げ Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
隅角部などのわずかなきれつ 目目ずれ、わずかな剥離 全面にわたる大きなきれつ、面外へのはらみだし、部分的あるいは大きな剥離

②開口部・窓ガラス Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
開口部に少く支障をきたす、ひび割れ程度 多くの隅角部破損、損・開閉困難 大半が破損、開閉不能、著しい破損

③天井の仕上げ・照明器具の落下の危険 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
なし 落下の危険性が少しある 落下の危険性がある、あるいは落下している

④床のひび割れ・たわみ・むくりの有無 (土間コンクリートを除く) Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
なし 20%未満 20%以上

⑤間仕切り壁、転倒の危険 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
健全 一部破損している 大部破損している

⑥その他 Aランク \_\_\_\_\_個 Bランク \_\_\_\_\_個 Cランク \_\_\_\_\_個  
安全 少々危険 大変危険

3. 調査結果

3.1 危険度

	調査項目数	Aランクの数	Bランクの数	Cランクの数
構造部分に関する調査				
非構造部分に関する調査				
合 計				

3.2 総合判定  
 総合判定では、Cランクが1つ以上あるいはBランクが調査項目数の内半数以上の場合を「危険」、又、すべての調査項目がAランクの場合を「安全」、その他の場合を「要注意」と判定することとする。  
 したがって、以上の調査結果から当該建築物は、  
危険・・・当面使用禁止  
要注意・・・使用注意  
安全・・・継続使用可能  
 と判定する。

3.3 注意事項 (その他気がついた点)  
 構造部分: \_\_\_\_\_  
 非構造部分: \_\_\_\_\_  
 落下物: \_\_\_\_\_

# 危 険

(応急危険度判定結果)

この建物に立ち入らないでください。

なお、この建物に立ち入る場合には、建築士に相談し、  
応急補強措置等を行った後にしてください。

注 記
.....
.....

判定日時	平成	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
		<input type="text"/>					災害対策本部
問い合わせ先電話	<input type="text"/>						
または、支援本部	<input type="text"/>						

# 兵庫県南部地震による被害状況

(平成7年6月15日11時現在 淡路県民局調査)

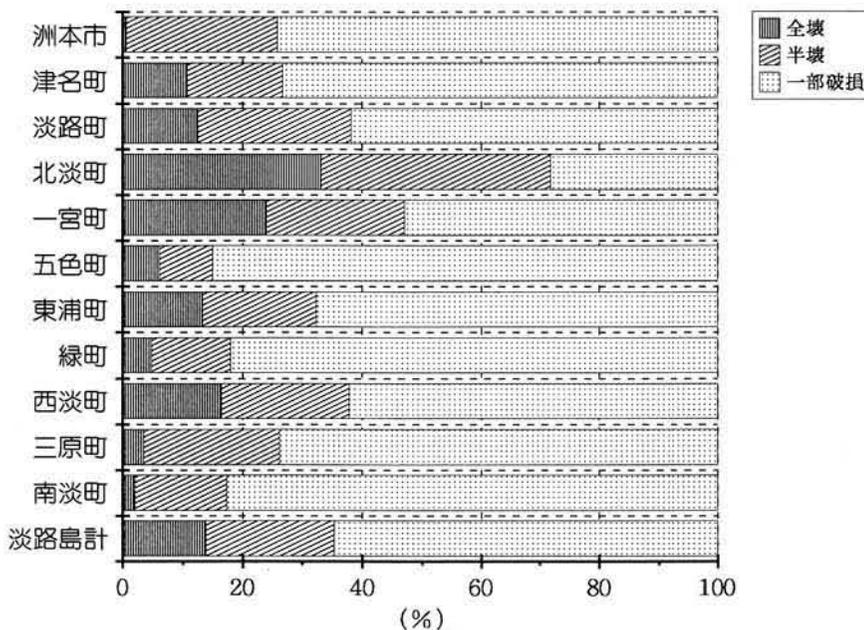
被害区分	単位	洲本市	津名町	淡路町	北淡町	一宮町	五色町	東浦町	緑町	西淡町	三原町	南淡町	合計		
		世帯	世帯	14,885	5,623	2,543	3,290	3,000	3,075	2,754	1,793	3,767	4,602	6,512	51,844
	人口	人	42,624	17,034	7,464	10,889	9,802	10,432	8,477	5,900	13,435	16,695	20,847	163,599	
人的被害	死者	人	4	5		38	10							57	
	行方不明者	人												0	
	負傷者	重傷	人	6	23	6	20	16	3	21	7	3		3	108
		軽傷	人	38	19	51	811	146	14	25	7	2	4	2	1,119
住家被害	全壊	棟	17	603	327	1,034	765	186	319	18	136	18	9	3,432	
		世帯	17	603	327	1,034	765	186	325	18	136	18	9	3,438	
	半壊	棟	662	893	672	1,208	736	268	459	49	177	119	69	5,312	
		世帯	662	893	672	1,208	736	268	467	54	177	119	69	5,325	
	一部破損	棟	1,950	4,090	1,613	878	1,682	2,552	1,622	304	513	385	370	15,959	
		世帯	1,950	4,090	1,613	878	1,682	2,552	1,623	304	513	405	370	15,980	
	床上浸水	棟													0
		世帯													0
		棟											1		1
		世帯											1		1
非住家	公共建物	棟		1			1					1		3	
	その他	棟	223	1,012	190	250	1,250	450	519	26	524	195	115	4,754	

※世帯数、人口は、兵庫県統計課 推計人口(平成6年10月1日現在)による。

## 応急仮設住宅の建設戸数

(兵庫県都市住宅部)  
平成7年6月22日現在

被災家屋全体に対する被害程度の割合



市町名	箇所数	戸数
洲本市	1	14
津名町	2	260
淡路町	2	123
北淡町	11	600
一宮町	17	376
五色町	15	70
東浦町	13	222
西淡町	1	4
三原町	1	4
合計	63	1,673

# ●兵庫県洲本土木事務所管内の被害状況

【公共土木施設別】

(単位：件，千円)

所管名	公共土木施設名	県災害分	町災害分	合計
建設省	河川	( 16 ) 151,960	( 14 ) 160,329	( 30 ) 312,289
	海岸	( 8 ) 350,777	( )	( 8 ) 350,777
	砂防	( 3 ) 35,732	( )	( 3 ) 35,732
	急傾斜	( 2 ) 35,985	( )	( 2 ) 35,985
	道路	( 51 ) 602,268	( 393 ) 2,234,140	( 444 ) 2,836,408
	橋梁	( 4 ) 94,934	( 3 ) 111,181	( 7 ) 206,115
	公園	( )	( 12 ) 243,158	( 12 ) 243,158
運輸省	港湾	( 77 ) 3,043,770	( 2 ) 17,126	( 79 ) 3,060,896
合計		( 161 ) 4,315,426	( 424 ) 2,765,934	( 585 ) 7,081,360

※上段 ( ) 書き数値は箇所数を示す。

【管内市町別】

(単位：件，千円)

市町名	県災害分	町災害分	合計	備考
洲本市	( 4 ) 280,419	( )	( 4 ) 280,419	
津名町	( 22 ) 636,374	( 65 ) 480,665	( 87 ) 1,117,039	
淡路町	( 20 ) 789,084	( 44 ) 207,364	( 64 ) 996,448	
北淡町	( 55 ) 1,313,550	( 101 ) 777,359	( 156 ) 2,090,909	
一宮町	( 34 ) 657,927	( 115 ) 493,632	( 149 ) 1,151,559	
五色町	( 5 ) 18,429	( 19 ) 103,975	( 24 ) 122,404	
東浦町	( 15 ) 530,186	( 72 ) 671,662	( 87 ) 1,201,848	
緑町	( )	( 5 ) 6,500	( 5 ) 6,500	
西淡町	( 3 ) 78,941	( 2 ) 9,349	( 5 ) 88,290	
南淡町	( 3 ) 10,516	( 1 ) 15,428	( 4 ) 25,944	
合計	( 161 ) 4,315,426	( 424 ) 2,765,934	( 585 ) 7,081,360	

※上段 ( ) 書き数値は箇所数を示す。

## あとがき

このたびの未曾有の大震災に遭遇し、公共土木施設についても、大きな被害を受けましたが、これらは今まで経験のない被災内容だけに、道路等の被災状況の把握に時間を要しただけでなく、広範囲におよぶ家屋の倒壊という民地上の問題もあり、不眠不休の救助作業が先行されました。また、復旧工法の選定においては、相次ぐ余震で地殻変動が起り、地下水が噴出するなど、被災の状況は益々増幅されるばかりで、大変困惑したのが実情です。

このような貴重な体験を記録として後世に残し、今後の非常事態にも的確に対応するための資料としても役立つよう、このたびの発刊に至ったわけです。

この作成にあたっては、復興事業に携わるなかで大変ご多忙中にもかかわらず、被災箇所の写真等の資料を提供していただいた、当事務所の職員および被災地の各町の皆さん、更には、資料の収集や提供および編集にお世話になりましたアジア航測株式会社の皆さん方に深く感謝しております。

今後はこの報告書が有効に活用されることを期待すると共に、被災箇所につきましても、一日も早い復興をめざして、関係者一同頑張っ参ります。

兵庫県洲本土木事務所 工務第一課長 衣川 竹男  
港湾課長 藤原 謙治

### —— 資料提供への謝辞 ——

本報告書の作成にあたり、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、ならびに土井一平氏（東浦町）、神木隆氏（洲本市）、アジア航測株式会社の関係各位より貴重な資料の提供を受けました。ここに厚く御礼申し上げます。

兵庫県洲本土木事務所  
阪神・淡路大震災「淡路島の記録」作成委員会

委員長	河野 清				
委員	溝口裕人	西川昌一	平上豊治	辻 健二	高田弘志
	小林祥宏	山崎正博	中山雅夫	中山治三	小林愛和
	衣川竹男*	森脇祥光	加藤一雄	岡田大作	藤原謙治*
	小西尊法	加藤公一	晴山一郎	加納新次	中本茂樹
	山下隆義	新谷 和			(* 幹事)

阪神・淡路大震災 淡路島の記録

平成7年9月1日 発行

編集発行：兵庫県洲本土木事務所

兵庫県洲本市塩屋2—4—5

TEL (0799) 22—3541

印刷・製本：株式会社 明青